

◆令和2年9月号◆

旭小学校周辺地区

防
災

街づくり通信

【発行】世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課



災害に強い街づくり・家づくりを支援しています

30年以内にマグニチュード7クラスの地震が首都地域の直下で起きる確率は70%と言われおり、内閣府・東京都の被害想定によると、首都地域にて起きる木造密集市街地を中心とする住家の被害規模は阪神淡路大震災の8倍に及ぶと予想されています。世田谷区では災害に強い街づくり・家づくりを推進しています。

安心・安全な住まいへの建替えに世田谷区の支援をご活用ください。

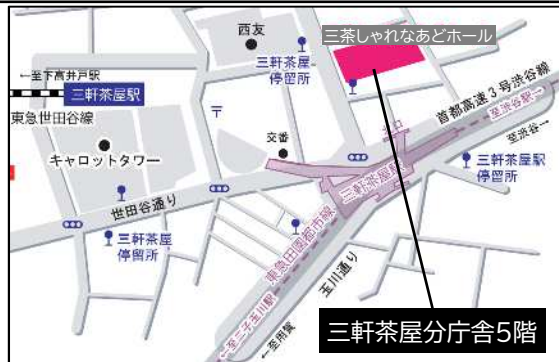
住まいの建替え相談会のお知らせ

開催日：11月14日（土）

場所：三茶しゃれなあとホール
スワン・ビーナス

先着順
ご予約はお早めに

参加方法：予約制（無料）



申し込みは下記お問い合わせ先まで

※新型コロナウイルス感染症の影響等で急遽中止する場合は区のホームページでお知らせします。

〇ハウスメーカーによる「住まいの建替え相談会」

（協力）一般財団法人住宅生産振興財団

① 10:00～10:45

② 11:00～11:45

（相談例）

- ・ 建替えの見積り・プラン無料作成
- ・ 不動産の売却の相談
- ・ 建替え資金の融資の相談

など



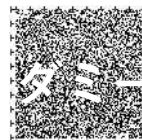
〈過年度の相談会の様子〉

〈安心してご相談いただけるよう感染予防対策を実施します〉

- 受付時の検温実施
- テーブルや椅子などの除菌、消毒、スタッフのマスク着用、手指消毒の徹底
- 一定距離を保った相談ブースの設置
- 相談ブースにアクリル板を設置

※自宅で検温し、熱がないことを確認のうえご来場ください。また、ご来場の際には、マスク着用のご協力をお願いします。

■ご予約・お問い合わせ先：世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課
電話：03-5432-2871（直通） FAX：03-5432-3055



木造住宅除却助成制度のご案内

昭和56年5月以前に着工した木造住宅の除却費用
最大**50**万円助成します！

【制度の概要】

①対象建築物

昭和56年5月31日以前に着工した建築物(旧耐震建築物)で、かつ耐震性を満たしていない木造住宅

※(耐震性のない建築物が対象となるため、ご利用には耐震診断が必要になります。)

②助成対象者

建築物の所有者(法人は除く)

③助成額

次の1または2の額のうち低い額(上限50万円)

1. 除却工事に要する費用の2分の1の額

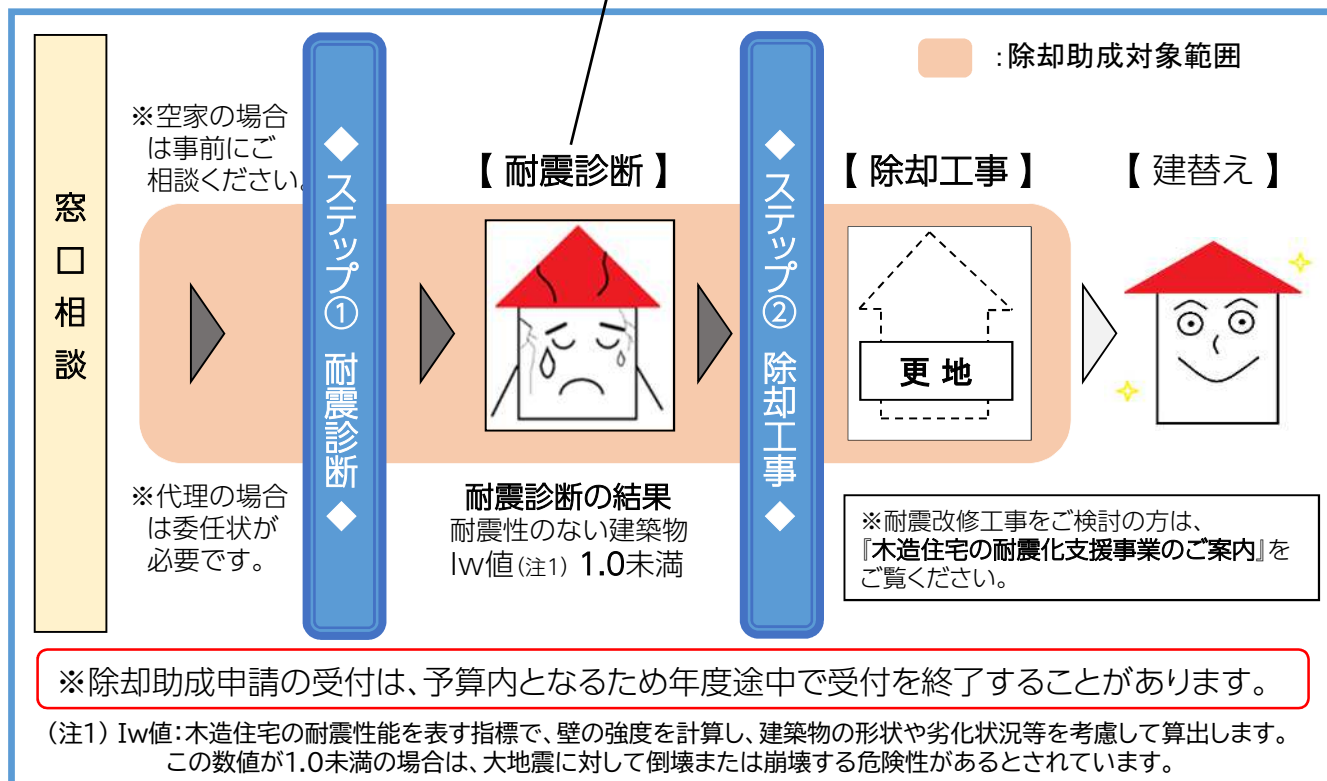
2. 除却工事に係る建築物の延べ面積に1平方メートル当たりの単価27,000円を乗じて得た額

④実施期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

⑤除却助成までの流れ

区の無料耐震診断をご利用の場合、診断が完了するまでに2~3カ月程度必要になります。お早めにご相談ください。



※詳細は、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

世田谷区 防災街づくり担当部 防災街づくり課 耐震促進担当

電話 03-5432-2468 FAX 03-5432-3043